

船舶事故調査報告書

平成25年5月9日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵男（部会長）

委員 庄司 邦昭

委員 根本 美奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成24年11月14日（水） 05時00分ごろ以降の三重県木曾岬町新輪南方沖ののり養殖施設到着時刻～07時40分ごろの間）
発生場所	愛知県名古屋港鍋田ふ頭南西沖 愛知県所在の名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から真方位254° 2,800m付近 （概位 北緯35°00.1′ 東経136°46.3′）
事故調査の経過	平成24年11月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第3喜宝丸、1.3トン ME3-62343（漁船登録番号）、個人所有 8.37m(Lr)×2.00m×0.70m、FRP ガソリン機関、103kW（動力漁船登録票による）、平成10年3月2日 手漕ぎボート（船名なし） なし、個人所有 長さ 約4.5m
乗組員等に関する情報	船長 男性 71歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年8月8日 免許証交付日 平成22年8月23日 （平成28年3月11日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	本船 なし 手漕ぎボート なし
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、平成24年11月14日05時00分ごろ木曾岬町の係留施設を出航するところを付近の住民に目撃されていた。 船長の同業者は、新輪南方沖ののり養殖施設の間を漁船で航行中、

	<p>同沖ののり養殖施設（以下「本件施設」という。）の区画割りを示す竹製の支柱にロープで係留された本船を見たが、本船の近くに本船の作業用手漕ぎボート（以下「本件ボート」という。）が見当たらないことから、本船に近づいて付近を見回したところ、０７時４０分ごろ、本船から約５～６ｍ離れた名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から真方位２５４°、２，８００ｍ付近の本件施設において、転覆している本件ボートを発見し、漁業協同組合及び海上保安庁に通報した。</p> <p>船長は、０９時２５分ごろ、本件ボート発見場所の西方２００ｍ付近の海上において、海上保安庁の航空機に発見され、救助された後、死亡が確認された。</p> <p>船長の死因は、溺死と検案された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：１１月１４日 ０５時００分～０８時００分 天気 晴れ、風向 南東～北北東、風力 １～２、視界 良好、気温 約８.２～９.９℃</p> <p>海象：海上 平穏、水温 約１６.８～１７.６℃</p> <p>日出時刻：０６時２６分ごろ</p> <p>特記事項： 国土交通省港湾局全国港湾海洋波浪情報網（ナウファス）によれば、本事故発生場所の南南西方約５海里に位置する伊勢湾の本事故当日の有義波及び波向は、次のとおりであった。</p> <p>０５：２０ 波高 ０.３７ｍ、周期 ３.０秒、波向 南 ０５：４０ 波高 ０.３５ｍ、周期 ３.１秒、波向 南西 ０６：００ 波高 ０.３４ｍ、周期 ３.２秒、波向 南西 ０６：４０ 波高 ０.３６ｍ、周期 ３.４秒、波向 東 ０７：００ 波高 ０.３６ｍ、周期 ３.３秒、波向 西南西 ０７：２０ 波高 ０.３３ｍ、周期 ３.３秒、波向 東南東 ０７：４０ 波高 ０.２９ｍ、周期 ３.４秒、波向 東南東</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、発見時、機関が中立運転され、サーチライトが点灯されていた。</p> <p>船長は、発見時、帽子、目出し帽、上下の合羽及びゴム手袋を着用し、救命胴衣は着用していなかった。</p> <p>本件ボートは、のり網を張る作業の際に使用され、本件ボートで本件施設内を移動する場合には、のり網を手でつかむなどして少しずつ移動していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長は、溺死した。</p> <p>本船は、０５時００分ごろ木曾岬町の係留施設を出航するところを</p>

	<p>目撃された後、０７時４０分ごろ、新輪南方沖の本件施設において、転覆した本件ボートが発見され、その後、船長が海上で発見されたことから、０５時００分ごろ以降の本件施設に到着した時刻～０７時４０分ごろの間において、船長が本件ボートから落水したものと考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が新輪南方沖の本件施設に到着後、船長が本件ボートから落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救命胴衣を適切に着用すること。